

収入基準額の計算方法について

同居者、同居しようとする方を含めた、入居しようとする方全員の年間所得額（原則、所得証明書）から下表に該当する控除をしたうえで、12で割った額が158,000円～487,000円である場合、収入基準を満たしていることとなります。

$$\text{収入基準額} = (\text{年間総所得} - \text{控除額}) \div 12$$

《 各種控除一覧表 》

区分	控除名	控除対象者	控除額
一般控除	同居者控除	申込家族のうち申込者以外の方	1人につき 38万円
	別居の配偶者及び扶養親族控除	同居親族以外の方で、所得税法上の同一生計配偶者控除・扶養親族控除の対象として認められている方	
特別控除	寡婦控除	夫と死別し、若しくは離婚した後婚姻していない方（夫の生死が不明の方を含む。）で、扶養親族又は生計を一にする子を有する方	1人につき その人の所得から27万円
		夫と死別した後婚姻していない方（夫の生死が不明の方を含む。）で合計所得金額が500万円以下の方	
	寡夫控除	妻と死別し、若しくは離婚した後婚姻していない方、妻の生死が不明の方で、生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下の方	
	障害者控除(特別障害者控除)	申込者又は一般控除対象者の中で心身障害者があり、手帳等を交付されている方	1人につき 27万円
		身体に重度の障害がある方→1～2級障害者 精神に重度の障害がある方→1級障害者	1人につき 40万円
	老人の同一生計配偶者控除	一般控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の方	1人につき 10万円
	老人扶養親族控除	一般控除対象者の中で年齢70歳以上の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方	1人につき 10万円
特定扶養親族控除	一般控除対象者の中で年齢16歳以上23歳未満の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方	1人につき 25万円	

(注) 寡婦(寡夫)控除については、該当する方の所得金額がこの表の控除金額未満の場合には、控除額はその所得金額となります。